

長期優良住宅 認定申請時の必要図書について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条に係る認定申請の際に、必要な図書は以下の通りです。
正・副2部提出してください。

認定申請時に必要な図書 (確認書等有の場合)	注意事項
認定申請書（第一面～第四面）	・第一面の申請者の押印は不要です
委任状	・<u>委任者の電話番号が記載されている場合は</u>、委任者の押印は不要です。 ・復代理を立てられる場合は、復代理人の委任状も添付が必要です
確認書等	・確認書等とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された<u>確認書若しくは住宅性能評価書</u> ・正本に複写したものを添付してください
設計内容説明書	・登録住宅性能評価機関の事前審査時に提出したもので、審査員又は評価員が確認済のものを添付してください
維持保全計画書	
長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の第2条に係る図書 1.付近見取図 2.配置図 3.各階平面図 4.用途別床面積表 5.床面積求積図 6.二面以上の立面図 7.断面図又は矩計図	・登録住宅性能評価機関が審査した図面であることが確認出来る図面を添付してください ・増改築基準が適用される場合は、状況報告書既存及び建築物の建築基準法に係る検査済証等を追加で提出してください
(必要に応じて) 居住環境基準にかかる添付図書 災害配慮基準にかかる添付図書	・居住環境基準に係る添付図書 地区計画等への適合が確認できる図書等 ・災害配慮基準に係る添付図書 区域を指定する法令等で定められた建築に関する制限について適合していることが確認できる図書等 (例) ・特定開発行為の検査済証の写し ・特定建築物の許可証の写し ・建築確認申請の確認済証の写し 等